

辺野古新基地建設強行に反対する声明

沖縄辺野古新基地建設の海上埋め立て工事が強行されているなかで、沖縄県北部の「奥港」、「本部港塩川地区」の各地方港を使用して、台船による海上埋め立て用の砕石が搬出されていることと、台船の燃料補給や船員の交代等を理由に「中城湾港」が使用予定とされていることに関して、港湾で働く労働者として強い憤りを感じるとともに、遺憾の意を表明する。

沖縄防衛局が申請した「奥港」、「本部港塩川地区」、「中城湾港」それぞれの使用許可については、平成29年9月上旬に許可が認められたと報道されている。しかし、他方では、岩礁破碎行為が違法であるとして、沖縄県側は工事の差し止めを平成29年7月に那覇地裁に提訴し、現在も係争中である。当該港湾管理者でもある沖縄県が違法と主張するなかで、違法な海上埋め立て工事の為に地方港湾を利用する事は、港湾法の精神（国土の適正な利用と均衡ある発展、港湾の秩序ある整備と適正な運営をはかる。）を踏みにじる暴挙であり直ちに、辺野古新基地建設に関連する使用を中止し、当該地域の生活と経済発展の為に港湾を利用するべきである。

辺野古新基地建設の海上埋め立て工事に使用する「砕石」の搬出・搬入・運搬にあたって、ダンプカーを直接台船に乗り入れて海上輸送を強行している。しかし、港湾運送事業法の主旨（港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進する。）からみれば、係争中にも関わらず、搬出入や海上輸送作業を一方的に行うことが当該地域に住む人々の生活や福祉の増進に繋がるとは到底考えられない。直ちに作業を中止するべきである。

辺野古新基地建設の為に海上埋め立て工事が強行され、沖縄県内各地の港がその工事が違法にも関わらず利用されていることは、断じて許されることではない。日本各地の民間港は、関係法令に沿い、地域経済の発展、地域住民の生活の発展の為に利用されるべきであり、我々港湾労働者も日夜努力している。このまま、違法な工事が続けば、我々の仲間が働く港（職場・事業者）もその作業を受注せざるを得なくなり、我々の仲間である港湾労働者はその作業をせざるを得なくなることを強く憂慮するものである。したがって、地区港湾審議等を開催し、新基地建設を見直し、港湾の真の発展と経済発展の為に協議を早急に開催し、この問題の解決に努める事を強く求める。

以上

2017年12月14日
全国港湾労働組合連合会
第4回中央執行委員会